

### 3 1 社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会 たすけあい資金貸付規程

平成17年3月1日制定  
糸社協規程第 29 号

(目 的)

第1条 社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）は、市内に在住する被保護者及び要保護者で緊急かつ不時の出費を要するものに対し、たすけあい資金として資金の貸付を行う。

(貸付限度額)

第2条 資金貸付の額は、一世帯7万円を限度とする。

(利子、担保)

第3条 貸付資金は、無利子、無担保とする。

(借入申込)

第4条 資金の借入れをしようとする者は、連帯保証人となる者の承諾を得、借入申込書（様式第1号）と共に担当民生委員児童委員の意見書（様式第2号）を付して社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

(貸付の決定)

第5条 会長は、前条の規定による申込みがあったときは、すみやかに、当該貸付の必要性の適否について審査し、貸付決定（不承認）通知書（様式第3号）により借入申出者に通知するものとする。

(借用書)

第6条 前条の規定により、貸付の決定を受けた者は、すみやかに、借用書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

(償還方法、及び期間)

第7条 貸付金の償還期間は、貸付を受けた日の翌月から11か月以内とし、償還の方法は、毎月定額を償還しなければならない。

2 貸付金の償還が終了しない間は、重ねて借入申込みをすることができない。

(一時償還及び貸付の停止)

第8条 会長は、担当民生委員児童委員の意見に基づき、借受人が次の各号に定めるいずれかに該当する場合には、償還期日前であっても即時貸付金の一部または全額償還させることができるものとする。

- 1 借受人の申し出があるとき
- 2 借受人が勝手に借入金用途を変更し、または他に流用したとき
- 3 故意に償還金の支払いを怠ったとき
- 4 借受人が市外に住所を変更したとき
- 5 その他会長が即時償還を適当と認めたとき

(担当民生委員児童委員の役割)

第9条 担当民生委員児童委員は、職務の職権に立ち第1条の規定により資金の貸付

対象となるものについて、常にその実態把握につとめ、資金の貸付斡旋等本貸付事業に協力し借受人の自立更生に必要な援助と指導を行うものとする。

(たすけあい資金貸付運営委員会)

第10条 本資金の円滑な運営を図るため、たすけあい資金貸付運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の設置及び運営に関しては、糸魚川市生活福祉資金貸付調査委員会設置規程第3条から第8条の規定を準用する。

(帳簿書類)

第11条 会長は、資金の取扱いに当たっては、収支貸付業務の実施状況を常に明らかにするため、次の帳簿書類を整理しておかなければならない。

- (1) たすけあい資金借入申込書（様式第1号）
- (2) 担当民生委員児童委員の意見書（様式第2号）
- (3) たすけあい資金貸付決定（不承認）通知書（様式第3号）
- (4) たすけあい資金借用書（様式第4号）
- (5) たすけあい資金貸付台帳
- (6) その他必要と認める帳簿書類

(資金の管理等)

第12条 会長は、この資金を第1条に定める目的以外に使用してはならない。

2 資金は、確実な銀行（糸魚川市指定銀行）へ預け入れ保管しなければならない。

(委 任)

第13条 この規程の施行に必要な事項は、会長が、別に定めることができる。

附 則（平成17年3月1日）

この規程は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。